

# 母子家庭（父子家庭）自立支援給付金について

## ◇ 高等職業訓練促進給付金

R5.6

**内 容** 1年以上の養成機関で修業される方に、最大で4年間支給します。

**対象者** 市内に居住する母子家庭の母，父子家庭の父

**受給要件**

- ①本人の所得が児童扶養手当の所得制限内のかた
- ②訓練促進給付金の利用が初めてののかた
- ③資格の取得が見込まれるかた
- ④仕事（育児）と学業の両立が困難なかた
- ⑤同じ趣旨の制度を現在利用していないかた
- ⑥19歳までの児童を扶養しているかた

**対象資格** 1年以上の修業期間を要する全ての国家資格（一部県知事免許含む）  
（看護師，准看護師，介護福祉士，保育士，理学療法士，作業療法士等）  
※令和3年4月1日から令和6年3月31日の申請に限り，6カ月以上の養成機関で修業される方も対象になる場合があります。

**支給額** 住民税課税世帯：月70,500円 住民税非課税世帯：月100,000円

※1 民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含みます。（同居親族が住民税を課税されている場合は，住民税課税世帯になります）

※2 修業期間の最後の1年間（12ヵ月）については，月4万円増額給付。

※3 卒業時に高等職業訓練修了支援給付金を受給できる場合があります。卒業から1ヶ月以内に申請が必要です。

住民税課税世帯：25,000円 住民税非課税世帯：50,000円

**必要書類** ★事前相談時に必要なもの

- ①受験する学校の学費とカリキュラムのわかるパンフレット
- ②前年の収入額のわかる書類（源泉徴収票等）

★申請時（入学後）に必要なもの

- ①在学証明書（原本） ※学生証ではございません。
- ②振込先の預金通帳（本人名義）
- ③個人番号確認書類（本人・児童）（マイナンバーカード等）
- ④印鑑（認印で可）
- ⑤戸籍謄本（本人・児童）※児童扶養手当等の受給者は省略可

**申請手順**

- ①入学前に窓口で事前相談（必須）
- ②入学後に必要書類を持って窓口で申請
- ③内容を審査後，支給の可否と金額をお知らせ
- ④申請した月分から支給（申請月以前のさかのぼり支給は不可）

裏面の注意点も必ずご覧ください。

## 《注意点》

- 養成機関が遠隔地にあり、通学が困難な場合や離職することができない場合等やむを得ない場合に通信制も可とします。
- 事前相談時に収支の確認を行いますので、家賃・光熱水費等を事前にご確認ください。
- **支給決定後は、毎月、在籍状況申立書を支給対象月の翌月10日までにご提出いただきます。また、4・7・10・1月分の申立書には在学証明書を添付していただきます。**  
(提出期限までに在籍状況申立書等が届かない場合、翌月分と一緒に支給します。)
- **毎年8月に所得を再審査します。課税状況に変更があった場合、支給額が変更します。**  
(例：R5.4～R5.7 支給額 ← R 3.1～R 3.12 の所得で決定 (所得制限あり)  
R5.8～R6.7 支給額 ← R 4.1～R 4.12 の所得で決定 (所得制限あり)  
R6.8～R7.3 支給額 ← R 5.1～R 5.12 の所得で決定 (所得制限あり))
- 受給要件に該当しなくなった場合はご連絡ください。受給資格喪失届を提出いただきます。(※ひとり親でなくなった、本人所得が児童扶養手当の所得制限額を超えた場合等)
- 申請書に記載した内容に変更があった場合はご連絡ください。  
申請書記載事項変更届を提出していただきます。  
(※申請者の氏名・住所、支払金融機関、**課税の状況**、世帯構成員(同居親族者)等の変更)
- 養成機関を休学、留年、復学される場合はご連絡ください。  
休(復)学届を提出いただきます。休学中、留年中の支給はありません。
- 引越しする場合の継続受給の可否は、事前に引越し先にご確認ください。また、支給額が変更になる場合がありますので、ご確認ください。
- **訓練促進給付金は非課税所得**です。ただし、**修了支援給付金は課税所得**になるため、税金等の所得額に算定されます。詳細は税務署又は市民税課へお問い合わせください。

## 《他制度の利用について》

- **修学支援制度の授業料等減免と併用が可能です。**(給付型奨学金とは併用ができませんので、認定を受けた場合は、日本学生支援機構に支援停止をお申し出ください)
- 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士をご希望のかたは、**柏市高等職業訓練促進資金貸付金**の併用をご検討ください。**返済免除**となる場合があります。
- 千葉県社会福祉協議会の**高等職業訓練促進資金貸付金(入学準備金・就職準備金)**の併用もご検討ください。**返済免除**となる場合があります。(雇用保険法の教育訓練給付金とは併用できません。)
- 求職者支援制度の職業訓練受講給付金、雇用保険法の訓練延長給付金及び教育訓練支援給付金など、**同じ趣旨の給付制度との併用はできませんが、教育訓練給付金(一般・専門実践)とは併用ができます。**利用可能な制度については、ハローワークにてご確認ください。
- 専門実践教育訓練講座の対象学校に通う場合、**自立支援教育訓練給付金**の対象となる場合があります。ご相談ください。
- 千葉県社会福祉協議会の保育士修学資金貸付、介護福祉士等修学資金貸付の併用もご検討ください。**返済免除**となる場合があります。(高等職業訓練促進資金貸付金、母子父子寡婦福祉資金、雇用保険法の教育訓練給付金とは併用できません。)
- 看護師、准看護師をご希望のかたは、千葉県、学校、病院の奨学金のご利用もご検討ください。**返済免除**となる場合があります。
- **ハローワークの職業訓練**もご検討ください。低額で受講できる場合があります。

表裏面の注意点について、確かに確認しました。

令和 年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 年 月 日